

拠点施設利用実績

*令和5年度実施の主な事業に係る実績を記載しています。(令和6年度施設改修工事実施につき)

	事業名	利用人数 (1回)	実施回数 (年間)	利用人数 (年間)	参加者・対象者	会場
1	元気ニコニコ健康まつり (※R6年度)	400	1	400	こどもから高齢者まで 幅広い年代	全館
2	健診から始める健康づくり教室 (健診結果説明会)	5	3	15	19歳以上	いきいき運動ルーム
3	健康づくり推進員養成講座	10	8	80	ほぼ女性(中高年)	2階会議室(町民交流スペース)・キッチンルーム
4	健康づくり推進員 まな板準備教室	25	1	25	健康づくり推進員	2階会議室(町民交流スペース)・キッチンルーム
5	地産地消の料理教室	10~15	1	15	親子 健康づくり推進員	キッチンルーム
6	伝統料理教室	10~15	1	15	参加者 健康づくり推進員	キッチンルーム
7	こころのサポーター養成講座	29	1	29	民生委員 健康づくり推進員	2階会議室(町民交流スペース)
8	こころの健康相談	2	5	10	町民(大人)	2階相談室
9	離乳食クッキングサロン	1~4	6	22	母・父・子	キッチンルーム・すくすく ルーム(託児あり)
10	ペアレント・トレーニング	5	7	40	母・父・子	すくすくルーム(託児あり)
11	通所型サービスC	4	48	193	65歳以上	いきいき運動ルーム *毎週火曜日午前開催
12	男性限定元気わくわく教室	7	24	168	65歳以上男性	いきいき運動ルーム *隔週火曜日午後開催
計			106	1,012		

白鷹町健康福祉センター清掃業務 仕様書

(基本事項)

白鷹町健康福祉センター（以下「センター」という。）の清掃に関し、清掃受託者（以下「受託者」という。）に、建物内外の清掃衛生管理作業については常に清潔を旨とし、センター利用者並びに勤務者等が常に清潔かつ快適な状態で過ごせるような環境を維持することを目的とし、また、業務にあたっては、良好な環境衛生の維持と建材の確保に努め、安全管理に万全を期し、所定の業務を遂行させることを基本とする。

第1条 基本方針

センターの各床材質の特性を充分検討のうえ、最適の清掃資材を使用する。

用水、電力の使用については、必要最小限にとどめ、特に必要な照明は作業終了後直ちに消灯する。

作業員の厳選はもとより、日常の訓練にも留意して行う。

作業員が、業務上またはその他で知りえた秘密事項を外部に漏らしてはならない。

第2条 作業要員

受託者は、センターの業務に支障のないよう能率的に各作業を行うものとする。

受託者は従業員の身上、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負い、善処するものとする。

業務を円滑に遂行するため、現場代理人（責任者）を選任し、業務の指揮監督及び甲との連絡、調整、その他の実務事項を処理するものとする。

作業員は統一したユニフォームを着用し、常に服装を正しく、名札をつけ、言語・態度を良くし、来客等の不快感を与えないように努め、清掃場所を清潔かつ衛生的に清掃するものとする。

第3条 作業区分

1. 日常清掃
2. 週3回清掃
3. 適宜清掃
4. 定期清掃

第4条 清掃作業実施箇所 別紙清掃作業基準表のとおり

1. 日常清掃作業部分

- (1) 各玄関及び風除室

ア.ほうき及び掃除機を用いて床の掃き掃除をする。

イ.汚れの多いときは水拭きをする。

ウ.入口扉を拭く。

エ.備品等の空拭きをする。

オ.マットを清掃する。

カ.壁面の手の届く範囲を清掃する。

(2) ホール・ロビー・階段・廊下・事務室・コワーキングスペース 1～3

ア.掃除機及び化学処理モップを用いて床の掃き掃除をする。

イ.汚れの多いときは水拭きをする。

ウ.備品等の空拭きをする。

(3) 各階便所

ア.床の掃き掃除をする。

イ.床を水拭きする。汚れの多いときは専用洗剤で拭く。

ウ.紙屑入れの内容物を処理する。

エ.衛生陶器類は専用洗剤で清掃する。

オ.扉、間仕切りの清掃をする。

カ.洗面台を清掃し、鏡を拭く。

キ.備品等の空拭きをする。

ク.トイレットペーパーを補給する。

ケ.汚物は適宜ゴミ袋に入れゴミ置場に運搬する。

(4) 湯沸室・ベビールームの清掃

ア.床の掃き掃除をする。

イ.床を水拭きする。汚れの多いときは中性洗剤で拭く。

ウ.茶がらを処理し容器を洗浄する。

エ.流し台と給湯器の周辺の清掃をする。

オ.備品等の空拭きをする。

2. 週3回清掃作業区分

(1) いきいき運動ルーム準備室（仮称）・キッチンルーム

ア.掃除機及び化学処理モップを用いて床の掃き掃除をする。

イ.汚れの多いときは水拭きをする。

ウ.備品等の空拭きをする。

(2) いきいき運動ルーム・支援センター相談室（紅ほっぺ）町民交流スペース・託児室

ア.掃除機で床の掃き掃除をする。

イ.汚れの多いときはスポットクリーニングを行う。

ウ.備品等の空拭きをする。

(3) すくすくルーム（和室）

ア.床をほうきで掃き掃除をする。

イ.備品等の空拭きをする。

3. 適宜清掃作業部分

(1) 多目的運動ホール、キッチンルーム、シャワールーム

- ア.ほうき及び化学処理モップを用いて床の埃をとる。
- イ.床の掃き掃除をする。真空掃除機で清掃する。
- ウ.汚れの多いときは水拭きをする。
- エ.壁面の手の届く範囲を清掃する。

4. 定期清掃

(1) 床面洗浄樹脂ワックス掛け

- ア.ほうきまたは掃除機にて除塵する。
- イ.汚れの状態により洗剤で洗浄する。
- ウ.拭き取った後、乾燥後材質にあった床維持剤を塗布する。

(2) カーペット洗浄

- ア.掃除機で床面を防塵する。
- イ.専用洗剤で洗浄する。
- ウ.床面を乾燥させる。

5. その他の業務

(1) ゴミ処理

- ア.各階のゴミ置場のゴミは適切な方法で収集所に運搬し整理する。
- イ.ゴミ収集所は、常に清潔かつ衛生的に留意し清掃する。

(2) エレベーター

- ア.床面は、防塵後濡れモップで拭き、内面は洗剤または水拭きを行う。

(3) 巡回清掃

- ア.巡回見回りによる床面その他汚れの除去、紙屑などのスポット収集を掃除する

(4) 外回り清掃（あづまや清掃）

- ア.あづまや（3ヶ所）を回り、紙屑などのスポット収集掃除する。

第5条 作業実施計画書

受託者は清掃業務に当たり実施計画を作成し、甲に提出し承認を得るものとする。

第6条 機械器具等

清掃業務上必要な機械器具及び資材等については、受託者の負担とする。ただし、トイレットペーパー、ゴミ袋等は町の負担とする。

第7条 作業の結果報告

日常作業については、別に定める作業報告により報告するものとする。

第8条 その他の留意事項

業務はセンター利用に支障をきたさないようにするとともに、職員及びセンター利用者の安全を確保するための措置を講ずる。

業務実施中は、塵埃を飛散させないように充分注意し、迷惑のかからないように作業を行う。

業務実施中、机その他什器備品を移動するにあたっては、損傷のないよう取り扱い、作業終了後原状に復する。

業務に使用する機械器具及びワックスなどの諸材料は、適正良質のものとし、新製品等についてはテストを行い使用するものとする。

業務実施中は、火災防止に留意し、ガソリン等引火性危険物及び毒性のあるものは使用しない。

業務実施中、作業員の故意または過失による建物、器具及び什器備品類を破損または亡失したときは、その損害を賠償するものとする。

業務実施中、建物、機械、器具、什器備品類等に異常を認めたとき、または建物内において遺失物を発見したときは、速やかに報告し指示を受けるものとする。

契約期間内に変更が生じた場合は、協議し決定するものとする。

令和 7 年度白鷹町健康応援推進事業 業務委託仕様書

1. 業務名称

令和 7 年度白鷹町健康応援推進事業

2. 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※以後、利用状況により継続契約の可能性あり

(ただし、事業効果を見て判断するため単年度契約とする)

3. 目的及び趣旨

この事業は、全世代で取り組む健康づくり・支えあいを軸にした交流・賑わいの創出等を目的として実施するもの。

また、この事業は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）を活用して実施する事業であり、今年度は、令和 8 年度からの実装に向けて、関係機関を含めた合意形成等を行いながら、自身の健康データの可視化及び利活用等を通じて健康習慣の普及・継続等を推進するための仕組みを検討し、併せて当該仕組みの実証実験（R7.11～R8.3）を実施し、アンケートの実施・分析や課題整理等を通じた効果検証を行うもの。

<KPI 等>

本業務において町が設定する指標及び数値目標は以下のとおりです。

指標	数値目標（R10年度）
要介護認定率（R5年度実績17.04%）	16.54%
運動習慣者（R5年度実績18.9%）	23.9%

4. 業務内容

次の（１）～（６）に掲げる各仕組みの構築に必要な企画調整及びプロモーション並びに付随する業務を委託するもの。

（１）健康習慣づくりを後押しする基本的な仕組みの構築

①健康データの可視化及び利活用等の仕組みの構築

- ・生活習慣を改善したい意思があるものの、行動に移すことができていない町民を取り込むため、体組成計や血圧計等による測定結果、健康づくりに向けた運動・活動状況及び健診結果等を記録管理するとともに、当該内容の可視化等を通じた利活用を推進することで、健康習慣の普及・推進を図る仕組みを構築する。
- ・各地区や各団体内において行われている健康づくり活動など、専門職がいない場面においても地域ぐるみ・住民相互の自助・互助・共助の仕組みの中で効果を高められる仕組みを構築する。

- ・スマートフォンを持っていない方も事業に参加できる仕組みを構築する。併せて、操作が苦手な高齢者等を含め、安心して事業に参加できるよう、デジタルデバイス対策を盛り込んだ仕組みを構築する。
- ・町は、体組成計及び血圧計を下記に設置し、当該場所で測定できる体制をとるので、事業は、当該体制をもとに実施するものとする。

区分	設置個所		体組成計 (台)	血圧計 (台)	事業趣旨
町全体の拠点	白鷹町健康福祉センター	ロビー等共用部	1	1	町が主体となった町全体で行う健康づくり事業等への活用
		多目的運動ホール（フィットネス機器を設置した有料施設）	2	1	
地区の拠点	地区コミュニティセンター（町内6地区のうち1地区を町で選定）		1	-	地域ぐるみ・住民相互の中で実施する自助・互助・共助を軸にした健康づくりへの活用
可動式拠点	定期的に体操等を実施している住民主体の団体（2団体程度を町で選定） ※測定時に持参し使用		1	-	

※体組成計及び血圧計は、すべて町が保有しているものを使用する。なお、体組成計及び血圧計は、次の機種であるため、当該機器とデジタル等の活用により円滑な連携ができることを前提とする。

＜町が保有する体組成計＞

- ・体組成計：マルチ周波数体組成計 TANITA MC-780-N
- ・血圧計：全自動血圧計 TANITA BP-910

②ポイント付与の仕組みの構築

- ・健康づくりなどを後押しするため、健康づくりに向けた活動状況に応じて、ポイント（健康づくりの実績等に応じて付与し、特典等と交換できるものをいう。以下同じ。）を付与する仕組みを構築する。
- ・各目的に応じ、町民の動機付けを最大限に引き出すためのポイント付与の場面や内容等を構築する。

※ポイントの交換に係る経費については、抽選機能及び特典（景品など）の交換に要する機能に係る経費を見積書に計上すること。（R7年度は、電子マネーや自治体キャッシュレスなどのへの交換を想定していないので、見積には含めないが、多様なポイントの交換・活用方法について、提案には含めること。）

※ポイント等の原資は、見積には含まない。

③ポイント付与以外の行動科学を活用した行動変容の仕組みの構築

- ・ナッジ理論やゲーミフィケーション（ゲームの要素を取り入れることで、モチベーションを高め、かつ、自然な行動変容を促していく方法）などの活用により、ポイントのみに依存しない健康習慣の普及・継続の仕組みを構築する。

④町イベント等との連携

- ・町の観光イベントやマラソン大会等のスポーツイベント参加状況を上記取組に含めることで交流及び賑わいの創出×健康づくりを実現できる仕組みを構築する。

（２）全世代型の支え合いの仕組みの構築

①ボランティア等の支え合い活動へのポイント付与の仕組みの構築及びツール等活用のためのスマホ等の講座開催

- ・人口減少下において不可欠である支え合い活動により多くの町民を巻き込んでいくための動機付けとして、（１）②の仕組みを活用し、ボランティア等を担っていただいている方に対しポイント等を付与する仕組みを構築する。
- ・高齢者へのツール等の活用のためのスマホ等講座等について、ボランティアポイント等の活用により、多様な世代のサポートのもとに実施できる仕組みを構築する。

（３）健診結果等に基づく生活習慣改善の仕組みの構築

①ツール等での精密検査受診勧奨フォローアップ

- ・人間ドックや各健診の結果要精密検査となった方を確実な受診につなげていくため、精密検査の受診勧奨について、プッシュ型で行うほか、ポイントの付与の仕組みなどを活用し、精密検査の受診を後押しする仕組みを構築する。

②健診等からの健康リスク診断及び当該診断結果を踏まえた生活習慣改善トータルサポートプログラム開発

- ・町民が生活習慣改善に取り組むきっかけづくりとして、各健診や人間ドックの結果を分析し、危険因子に対応した生活習慣改善トータルサポートプログラム（食事・運動等の生活習慣の見直しや当該見直しに資する介護予防・健康づくり教室等の提示）を提案できる仕組みを構築する。

(4) 隣接する町立病院との連携により効果を高める仕組みの構築

①町立病院との隣接を活かした事業の効果的な実施

- ・ 本事業の実施場所（健康福祉センター）と町立病院はそれぞれ町の機関であり、建物も隣接していることから、本事業の効果を高めていくための医療と福祉の連携の仕組みを構築する。
- ・ 本町で想定している連携については、下記のとおりである。あくまで例示であるため、適宜提案いただいて差し支えない。

<参考>連携の例

- ・ (3) ②について、町立病院で実施する人間ドックの結果等のデータ連携を行うとともに、当該結果に基づいたアセスメントを実施できる仕組みを構築する。
- ・ 町立病院の医療従事者等が診療やアドバイス等に活用できるよう、ツール等で管理している各内容（運動・活動状況、健診結果等）を閲覧できる仕組みを構築する。また、当該アドバイス等に基づいて運動を実施した場合にポイントを多く付与するなどの仕組みを構築する。

(5) ハードとの連携により効果を高める仕組みの構築

①事業実施場所の施設機能を活かした効果的な事業の実施

- ・本事業の実施場所（健康福祉センター）は、子育て支援ネットワークの形成、健康習慣の普及及び多世代交流の拠点として令和7年10月からの一般供用開始を予定していることから、当該施設（ハード）と本事業（ソフト）の相乗効果を高めていくための仕組みを構築する。

<主な施設構成> ※現段階の予定であり、変更になる場合もある。

- ・多目的運動ホール（トレーニング機器を設置したジム機能）

<参考>機器一覧

物件名	規格	数量
トレッドミル	BARWING BW-SRM20	4
リカンベントバイク	DAIKOU DK-8604R	2
アップライトバイク	DAIKOU DK-8702P	2
筋力トレーニング機器		
胸筋用	REVOLUONE RE-WS004	1
背筋用	REVOLUONE RE-WS003	1
下肢用	REVOLUONE RE-WS001	1
スミスマシン	REVOLUONE MP モデル RE-MS001	1



- ・いきいき運動ルーム（各健康づくり教室等の開催、運動教室等の配信等）
- ・キッチンルーム（栄養や食について実践する調理室）
- ・町民交流スペース（多世代交流の推進、カフェ機能）
- ・すくすくルーム（子育てに関する保護者や町民等との交流）

(6) 実証実験 (R7.11~R8.3)

- ・(1)～(5)の仕組みについて実証実験を行い、アンケート等による課題整理や効果検証、次年度に向けた方向付けを行うものとする。
- ・実証実験は、仕組みの構築上必要なアプリケーションソフトウェアなどのツール等(以下「ツール等」という。)を試行的に使用(以下、「有償トライアル」という。)する方法で実施するものとする。この際の当該有償トライアルに係る5か月分の経費(運用費や設定費、機器のレンタル料など一切の費用を含む。また、追加で必要となる機器等に関しては、2,000千円(消費税込み)以内の額とする。)を計上すること。
- ・実証実験の想定は、下記のとおりとする。

<実証実験の想定>

(1) 事業対象者 19歳以上の白鷹町民

(2) 想定利用人数 500人

※特定の年齢層ではなく、各世代の方に幅広く参加いただく想定。

※上記のうち、50名程度は、スマートフォンを有しない方の参加を想定している。(スマートフォンを有しない方であっても同等の使い方や効果が担保される方法をとること。)

<参考>R7.4.1時点白鷹町人口

区分	人口
人口	12,136人
うち19歳以上	10,568人
うち65歳以上	5,058人

○実証実験におけるサポート体制

実証実験の実施にあたっては、町民への普及啓発及び利用方法等の説明並びに職員・関係機関への操作方法の説明等、それぞれが趣旨を達成に向け十分なサポートを行うこと。また、スマートフォンの操作が不慣れな高齢者等も事業を実施できるような取組を実施すること。

○実証実験における広報等事業周知支援

①リーフレット等の作成

- ・事業の周知を目的としたリーフレットを作成(デザイン、印刷等含む。)すること。

②各広報媒体掲載記事の作成支援

- ・町報、ホームページ及び町公式SNS等に掲載する記事について、デザイン等を含め作成の支援を行うこと。

○実証実験におけるツール等の運用・保守等に係る特記事項

①運用時間

- ・通年24時間とする。ただし、システム保守等のため運用停止が必要となる場合には、事前に本町へ申し入れること。

②ヘルプデスク

- ・職員向けの問合せには固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とすること。また電子メールによる問い合わせにも対応とすること。
- ・開設時間は、平日9時から17時までを必須の時間帯とし、それ以上のものは提案によるものとする。

③セキュリティ対策

- ・アクセス状況及び不正アクセスを24時間365日監視し、不正アクセスや情報漏洩対策を適切に実施すること。また、アクセスログを保存し、不正アクセスが発生した場合は速やかに本町に報告し、必要であればアクセスログを開示すること。
- ・システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。
- ・システムの脆弱性診断を定期的実施し、コンピュータウイルス感染への対策を適切に行うこと。
- ・情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行う体制を整えること。
- ・データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア3相当の基準を満たすこと。

④障害対応

- ・障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。
- ・障害が発生した場合には速やかに本町に報告し、早期復旧を図ること。
- ・管理するデータが消失しないようバックアップデータを1日複数回保存し管理を行うこと。必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。

⑤システム保守

- ・システムのバージョンアップ(機能改善、バグ対応等)を適宜実施すること。
- ・クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。

5. 業務に係る特記事項

提案にあたっては、次の各号に掲げる業務をすべて含むものとする。

- (1) 4. 業務内容(1)～(6)の内容を達成するために必要な事業の企画提案・運営や各仕組みの構築、ツール等及び機器の使用方法等に係る助言・協力・支援・ツール等の提供・トラブル対応等の総合的な支援、アンケート等による実態把握、本格実装に向けた課題分析及び助言
- (2) 事業実施前の町民の意見聴取及び事業内容への反映
 - ・町民及び関係者(8名程度)が参加する意見交換会を事業開始前に1回開催(対面方式)し、事業実施方針に対する意見を聴取し、対応可能なものについては、あらかじめ町と協議したうえで事業内容へ反映すること。
 - ・意見交換会の説明資料の準備、当日の進行及び議事とりまとめ、課題整理及び反映内容の検討調整は、受託者が行うこと。また、会議招集者への謝礼等についても受託者から支払いを行うこと。
 - ※参加者の選定、会議案内の送付及び会場確保は、委託者が実施する。
- (3) 地域ぐるみ・住民相互の中で実施する自助・互助・共助を軸にした健康づくりを行うための仕組みづくりに関する協議、実施団体等との協議・打合せへの参加その他必要なサポート
- (4) 自助意識の醸成を図るとともに、ボランティア活動等への参加を通じた高齢者等の支援の仕組みづくり等について、関係機関との合意形成を図るための協議・打合せへの参加その他必要なサポート
- (5) セミナー・イベントの企画・運営
 - ・参加者の意欲が継続できるようなセミナーやイベントを適宜開催すること。1回は、次の内容を取り入れること。
 - 自助・互助・共助の仕組みづくりを支援する(4.(1)①関係)ためのセミナーの企画運営(体組成計の見方やポイント、ツール等の使い方などを通じた(仮)健康づくりサポーター(地域の健康づくりの核となるかた)の養成セミナーなど)
- (6) 健康福祉センターの利活用推進に向けた協議
 - ・健康福祉センターの利活用を推進するため、町及び当該指定管理者と連携方法について協議する場に参加すること。
- (7) その他業務を実施するために必要な事業

6. アンケート等の実施及び分析並びに事業報告書の提出

(1) アンケート等の実施

- ・アンケートの実施及び集計、分析により、事業実施に係る課題等を明らかにするとともに、事業報告書を取りまとめて提出すること。
- ・内容については、おおむね次のような内容を想定しているが、本事業の効果検証を円滑かつ的確に行うことができるよう、提案を行うこと。

<報告書の内容(例)>

ア 参加者属性

男女別年代別参加者数・比率、男女別平均年齢

イ 歩数変化

男女別月別歩数、年代別月別歩数、開始時と終了時の変化量・変化率

ウ 身体的変化(体重、BMI、体脂肪率、筋肉量、基礎代謝量)

男女別月別平均値、開始時と終了時の変化量・変化率

エ アンケート

男女別年代別集計

オ 管理栄養士・保健師・健康運動指導士・理学療法士等の考察

カ 地区拠点実施者等と町全体拠点等の参加率、変化等に係る比較検証

(地区の身近に測定できる拠点があることによる健康づくりの意識や効果等の検証)

キ 上記をふまえた課題整理及び次年度実施内容等の提案

(2) その他

- ・「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の実績報告等に必要となる効果の検証について、本町の求めに応じて必要な支援を行うこと。
- ・年度途中に、本町が集計を必要とする場合、集計データを提出すること。
- ・受注者は、業務完了後、成果品について本町の検査を受けるものとし、本町から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うこと。

7. その他留意事項

- (1) 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏洩等が起こることのないよう、必要な措置を講ずること。
- (2) 受託者は、本町が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者への提供はしないこと。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、業務の遂行にあたり個人情報保護法及び本町の情報セキュリティポリシーを遵守し、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。
- (5) システムの運用開始日から起算して1年以内に、導入されたシステムに本仕様書の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、発注者及び受託者双方で協議の上、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。
- (6) 業務の全部委託及び業務の主たる部分について一括して再委託することは認めない。本業務を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、その承認を得ること。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。
- (7) 本仕様書に定めがない事項及び本仕様書の内容に関し疑義が生じたときは、別途本町と受託者、双方協議の上、決定すること。

拠点施設を利用した町主催の事業（実施予定）

*利用人数は、実績を踏まえた見込みの人数です。

別紙4

	事業名	利用人数 (1回)	実施回数 (年間)	利用人数 (年間)	参加者・対象者	会場
1	元気ニコニコ健康まつり	400	1	400	こどもから高齢者まで 幅広い年代	全館
2	健診から始める健康づくり教室 (健診結果説明会)	5	3	15	19歳以上	いきいき運動ルーム
3	健康づくり推進員養成講座	10	8	80	ほぼ女性(中高年)	キッチンルーム
4	健康づくり推進員 まな板準備教室	25	1	25	健康づくり推進員	キッチンルーム
5	地産地消の料理教室	15	1	15	親子 健康づくり推進員	キッチンルーム
6	伝統料理教室	15	1	15	参加者 健康づくり推進員	キッチンルーム
7	こころの健康相談	2	5	10	町民(大人)	コワーキングスペース
8	マタニティママ&パパサロン	8	6	48	妊婦と夫	キッチンルーム すくすくルーム
9	子育てをまなぶ・たのしむパパ教室	8	3	24	父・母・子	キッチンルーム すくすくルーム・託児室
10	離乳食クッキングサロン	8	6	48	母・父	キッチンルーム すくすくルーム・託児室
11	ペアレント・トレーニング	8	7	56	母・父	すくすくルーム
12	通所型サービスC	4.25	48	204	65歳以上	いきいき運動ルーム *毎週火曜日午前開催
13	男性限定元気わくわく教室	7	24	168	65歳以上男性	いきいき運動ルーム *隔週火曜日午後開催
計			114	1,108		